

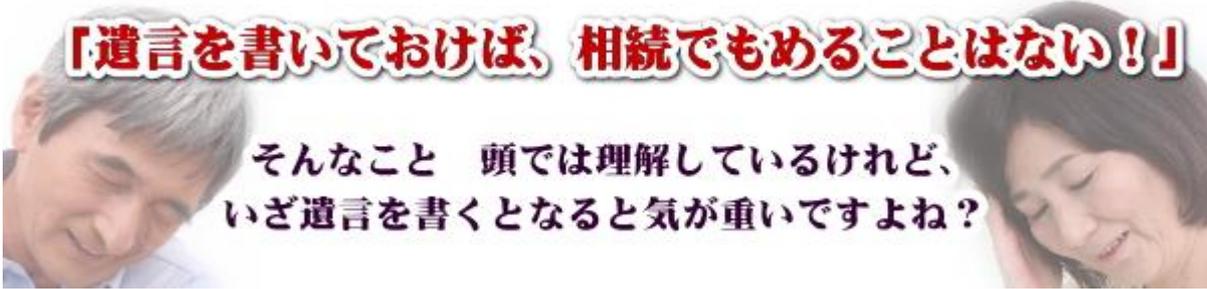
遺言とエンディングノートは「意味合い」も「書き方」も異なります！

よく【遺言】と【エンディングノート】は同じもの？

と誤解される方も多いのですが、

【遺言】と【エンディングノート】は似て非なるものなのです。

遺言を書くなんて気が重い？



「遺言を書いておけば、相続でもめることはない！」

そんなこと 頭では理解しているけれど、
いざ遺言を書くとすると気が重いですよね？

相続などでもめないようにするには、「遺言が有効である！」

そんな事は誰もがわかっていると思います。

しかし、いくら妻や子供たちから

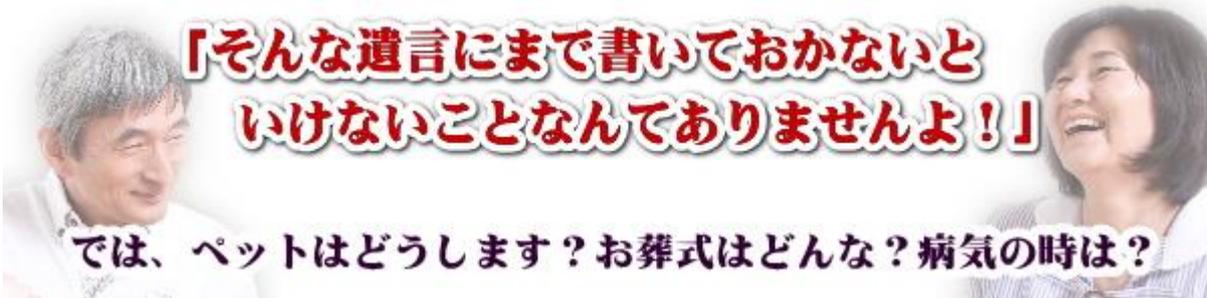
「なにかあったときのために遺言を書いておいて！」と頼まれても
いきなり書けないのが現実です。

いざ決意して

遺言を書こうとしても

なかなか書き出せないものです。

遺言に書いておくほどのことなんてありません？



**「そんな遺言にまで書いておかないと
いけないことなんてありませんよ！」**

では、ペットはどうします？お葬式はどんな？病気の時は？

「遺言で残しておくことなんかありませんよ！」

「遺言って財産のある人が書くものでしょ？」

確かに遺言の多くが遺産分割に関するものが多いと思います。

でもエンディングノートで家族に伝えておくことは、なにも遺産の分け方だけではないのです。

例えば・・・

- 家族に感謝の言葉を伝えるため？
「今までありがとう！」なんて面と向かって口に出すのは照れくさいですよね？
ただ、感謝の気持ちを伝えるだけでもりっぱなエンディングノートです。
- 自分史を綴る。
今までのあなたの一生を振り返る良い機会になります。
どこで生まれて、どこで育ち、どんな出会いがあり・・・
意外と子供たちが知らないこともたくさんあるものです。
- もしも病気になったらどんな治療を望みますか？
無理な延命治療を受けたいですか？
余命宣告等は受ける覚悟がありますか？
- どんなお葬式にしたいですか？
盛大に？あるいは簡素に？どこで？どんな風に？誰を呼んで欲しいですか？
あなたらしいお葬式って家族には中々わからないものです。
- 大事なペットがいる場合はどうしますか？
誰に？どんな風に？お世話を引き継いで欲しいですか？飼育についての注意点は？
- 長年 一生懸命に趣味で集めた大事なコレクション！
きちんと伝えておかないとガラクタとして遺品処理されることもあります。
高価な物も、二束三文で売られてしまうこともあります。
大事な着物やお茶の道具、あるいは思い出のある品物まで・・・
大事に使ってくれる人、その価値がわかる人に譲ってあげたいものです。

このように

あなたの考え方や生き方なども伝えておくことができるのです。

介護の事も相談しておきたい

介護は誰にお願いしますか？

誰に？

どこで？（自宅・施設・その他）

その費用は？



いつかは誰かに介護のお世話ををお願いする時がくるかもわからない？

そうなることも考えておかないといけません。

そんな時

あなたは介護を

誰にお願いしますか？

どこで受けたいですか？（自宅・施設・その他）

その費用をどこから賄いますか？



「遺言」と「エンディングノート」では何がどう違うの？

「遺言」と「エンディングノート」とは書く内容がかなり変わってきます。

また「遺言」と「エンディングノート」では書く意味合いも違ってきます。

エンディングノートには法的効力は無い

残念ながら、「エンディングノート」には法的効力がありません。

あくまで、なにかあった時にご家族が判断する材料でしかありません。

たとえエンディングノートに書いてあったからといっても、

それが絶対的効力を持つものではないのです。

書き方が違う

遺言書には厳格に決められた書き方が決められています。

もし、その中で不備があれば遺言書そのものが無効になってしまうこともよくあるのです。

それに比べ、

エンディングノートには 「決まった書式」 も 「書かなければいけないもの」 も一切ありません。

「ただ思いついたことを自由に書きとめておく」

それだけでりっぱなエンディングノートになります。

伝える内容が違う

遺言とエンディングノートでは伝える内容も異なります。

遺言では主に遺産の分け方などが書かれることが多いのですが、

エンディングノートではそれにとらわれません。

- 介護のこと
- 病気になったときのこと（延命治療・余命宣告）
- 看取りのこと（病院？自宅？）
- お葬式のこと（場所・費用・連絡）
- お墓のこと
- ペットのこと

なんでも気軽に書いておけるのです。

伝えたいことが必要になるタイミングが違う

遺言では、書いた方が亡くなった後のことしか書けません。

エンディングノートでは、

- あなたが病気になったとき
- あなたが認知症を患ったとき
- あなたに介護が必要になったとき
- あなたがペットの世話をしなくなったとき
- あなたが大事にしている物をだれかにあげたいとき

など、亡くなる前の段階で、ご家族に伝えておいたほうがよい内容も書いておけるのです。

遺言を書くことは大変に難しいのです。

遺言はその性格上、正確にかつ様々なことも考慮に入れて書かなければなりません。

遺産分割に関する事なら、

そのわけ方や財産の内容なども詳細に書いておかなければなりません。

【法定相続人】は誰から誰まで関係してくる？

その人達に対して文句を言わせないようにするには遺留分までも考慮にいれないといけないこともあります。

せっかく書いた遺言が無効だった？

せっかく書いた遺言の原因で争いになった？

なにも考えずに書いた遺言が仇となることも珍しくないのです。

遺言の種類

最終的になにか相続に関して、問題が起こる可能性がある場合は遺言を書いておく！こともお勧めします
遺言には主に下記の種類があります。

自筆証書遺言

なんといっても費用もかからず、手軽に書けるのがこの自筆証書遺言です。

この自筆証書遺言が発見された場合、家庭裁判所による検認手続きが必要になります。

公正証書遺言

公証人役場まで出向いて、作成します

費用も必要ですし、証人も2人以上立ち合います。

公証人に遺言者が遺言の趣旨内容を口述し、それを公証人が筆記します

さらにそれを遺言者に読み聞かせ内容を確認し、遺言者・証人が署名押印します

原本が公証役場に残るため、家庭裁判所の検認手続きは不要です

ただし専門家とともに作成することもほとんどですので

法律的に不備のないものを作ることができます。

秘密遺言

遺言者が、遺言書に署名押印して封印し、公証人と2人以上の証人とともに提出します。

遺言の内容は秘密にできますが、手間がかかり、また家庭裁判所の検認も必要となりあまり一般的ではありません。

遺言に法的効力を持たせるには不備があってはいけない

このように遺言書は、その重大性から不備があってははいけません。

そのため厳格な書式が決められています。

不備のある遺言書は法律的に無効になります。

自筆証書の場合、

すべて自筆が必要でありワープロなどで作成したものも無効です。

作成年月日が記載されていないと無効です。

必ず押印（認印可）されていることも必要です。

せっかく書いた遺言書が無効になってしまうことのないように気を付けてください。

遺言は専門家に依頼するのがベター

このように遺言書は条件を満たさないと無効になります。

ですので弁護士・司法書士・行政書士などの専門家に相談して作成することをお勧めします。

遺言は結論が出てからでないと書けない

遺言書を作成するのに一番の問題？

それは

書く内容をきちんと決めてからでないと書けない！！ということです。

「やっぱり遺言を書くのって大変なのね・・・」



ところで、あなたはエンディングノートにどんな印象をお持ちですか？

エンディングノートは遺言に比べて、

- 気軽に書けるもの
- 自由に書けるもの

といえるのですが

まだまだ普通の方には馴染みが無いようです。

一般の方のエンディングノートの印象って

- 気が重い
- 重たい
- 悲しい
- 別れの手紙
- 人生の終焉

など暗い印象をお持ちの方が多いた方が現実かもしれません。

でも、エンディングノートって

【今をよりよく生きる!】

【最後まで自分らしく生きる!】

ためのものなのです



遺言を書くのには抵抗がある・・・

なにを書いてよいのか？わからない・・・

そんな方にぜひエンディングノートを活用して欲しいのです。

私はエンディングノートをこのように考えています。

家族への連絡帳である。

家族に伝えておくことはたくさんあります。

今までの感謝の言葉やお葬式やお墓のこと

先祖の供養の仕方

介護のこと

その他 ないかしら言っておかなければいけないことってたくさんありますよね。

なにがどこにある

特に別居している子供たちにとって大変困るのが

「なにがどこにあるのかわからない？」

ということです。

- 預金口座
- 生命保険
- 印鑑
- その他

大事なものがどこにあるのか？

それこそ家捜しの末

結局見つからない？

見つけたときには期限が切れている・・・？

そんなこともあるのです。

長年 かけ続けてきた生命保険が未請求になってしまう！

保険金が家族の元に支払われない・・・？

そんな事もあるのです。

何をどうして欲しい

あなたに、もし万一なにかあったときに、あなたが望んでいることってなんですか？

たとえば

病気のこと（延命治療・余命宣告）

介護のこと（自宅・施設・その他）

お葬式のこと（宗派・規模・場所）

お墓のこと

などなど

残された家族が、あなたに関することで

「どうして欲しいのか？」

それがわかっているならば、どんなにか助かるでしょうか！

自分史

あなたが

どこで生まれ

どんな人と出会い

そんなことをしてきたのか？

これは意外と子供たちが知らないことも多いのです。

この機会に、自分を振り返る意味でも

自分史的なエンディングノートをかかれる方もいます。

大事なもの

あなたの大事なものはなんですか？

女性なら着物やお茶の道具という方もいます。

男性の方なら長年集めてきたコレクションという方もいます。

キッチンと伝えておかないと、ガラクタとして処分されることもあります。

どうせなら、

大事に使ってくれる人！

その価値を十分に理解できる人！

に譲ってあげたいものですよね。

また、ペットがいる方なら

ペットのその後も考えてあげないといけません。

**「遺言を書いて欲しい人がいるけれど・・・?!」
でも、なかなかそれを言い出せない・・・?
そんな方は一度
気軽に書けるエンディングノートをお願いしてみてもいいかがですか？**



「親父 エンディングノートというものが最近あるんだけど一度 書いてみてくれないか？」

「お袋 エンディングノートって聞いたことはある??」

そんな質問をしても怪訝（げげん）な顔をされることもあります。

また、エンディングノートを購入しても、なかなか書き出さない方も本当にたくさんいるのです。

それも無理ありません。

書こうとしても

「何を書いてよいのわからない・・・?」

書くとしても事前の情報が不足しているのです。

そして一番の大きな原因は

書いて欲しい人がエンディングノートのことを良く理解していない！

そのことが大きな理由です。

書いてもらう方自身がエンディングノートのことを理解しないで、

「エンディングノートを書いて！」と

お願いしても、書いてもらえないのは当然です。

「誰かに遺言（エンディングノート）を書いて欲しいと思ったら、

まずあなたが最初にエンディングノートを書いてみてください！

そうすれば、見えなかった部分がたくさん見えてきます。

それがわかれば、頼み方にも色々なアプローチの仕方が思いつきますよ！」

そう私はいつもアドバイスさせていただいています。